平成28年

第1回市議会定例会 議案第56号

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員,設備および 運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一 部改正について

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員,設備および運営ならび に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員,設備および 運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員,設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年函館市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第233条第2項中「指定居宅サービス事業者」の後ろに「,指定地域密着型サービス事業者」を加え,同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。)」の後ろに「,指定地域密着型通所介護(函館市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年函館市条例第25号)第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)」を加え,同条第4項第2号中「指定通所介護」の後ろに「もしくは指定地域密着型通所介護」を加える。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 函館市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営 ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成27 年函館市条例第24号) 附則第3条の規定によりなおその効力を有す るものとされた同条例による改正前の函館市指定介護予防サービス等 の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 の規定の適用については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及 び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省 令第14号。以下「平成28年改正省令」という。)第6条の規定に よる改正後の介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27 年厚生労働省令第4号) 附則第4条の規定によりなおその効力を有す るものとされた同令第5条による改正前の指定介護予防サービス等の 事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省 令第35号)および平成28年改正省令附則第4条の規定による改正 後の介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の規定の例による。

(提案理由)

指定介護予防サービス等の事業の人員,設備及び運営並びに指定介護 予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準の一部改正に伴い,外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者 生活介護事業者が業務委託により提供する受託介護予防サービスの種類 に指定地域密着型通所介護を加えるため